

鳥取県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年10月13日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所

理事 前 田 譲 西伯郡大山町御崎106
" 山 口 隆 之 西伯郡大山町豊成520-1
" 住 田 圭 成 西伯郡伯耆町福岡671
平成21年9月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 笠 津 文 彦 西伯郡大山町石井垣181
" 森 田 増 範 西伯郡大山町國信324
" 森 安 保 西伯郡伯耆町小野435
平成21年10月1日就任 任期 平成23年4月11日まで